池田駅南広場周辺地区都市利便増進協議会設置要綱

（設置）

第１条　都市再生特別措置法（平成１４年法律第２２号）第７４条第１項に基づく都市利便増進協定（令和７年７月３０日締結。以下「本協定」という。）の趣旨に則り、池田駅南広場及びその周辺における都市利便増進施設（以下「池田駅南広場等」という。）の一体的な管理・運営等に関し、関係者間の情報共有と意見交換を通じて、円滑な調整及び連携を図ることを目的とする協議会（以下「本協議会」という。）を置く。

（所掌事項）

第２条　本協議会は、次に掲げる事項について、意見交換及び調整を行う。

(1) 池田駅南広場等の管理業務の仕様等に関する事項

(2) 池田駅南広場等の使用に関するルール等に関する事項

(3) 池田駅南広場等の利活用促進に関する事項

(4) 本協定の目的達成に資するイベントの企画等に関する事項

(5) その他、池田駅南広場等の一体的な管理・運営に必要な事項

（組織）

第３条　本協議会は、次に掲げる者をもって組織する。

(1) 池田市

(2) サンシティ池田管理組合法人

(3) 阪急電鉄株式会社

２　前項に掲げる者は、その所掌する池田駅南広場等の管理運営業務を第三者に委託している場合において、当該受託者を会議に出席させることができる。この場合において、当該受託者は、当該構成員を補佐する立場で協議会における実務対応を担うことができるものとする。

３　本協議会には、次に掲げる有識者及び専門的知見を有する者をアドバイザーとして加えるものとする。

(1) 全国まちなか広場研究会

４　本協議会に座長を置き、池田市が座長を務めるものとする。

（会議の開催）

第４条　座長は、会議を招集し、その議事を総理する。

（部会）

第５条　本協議会は、その所掌事項を円滑かつ効果的に遂行するため、必要に応じて部会を設置することができる。

２　第３条第２項に規定する受託者を、部会の構成員又は事務局として位置づ

け、当該部会の実務を担わせることができる。

３　部会の構成、運営その他必要な事項は、本協議会において別に定める。

（庶務）

第６条　本協議会の庶務は、池田市都市整備部都市政策課において処理する。

（その他）

第７条　この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、座長が協議会の承認を得て別に定めることができる。

附　則

この要綱は、令和７年７月３０日から施行する。

附　則

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。